

所管部課名	建設部 都市計画課	担当者	福留					
事業費名称	景観推進事業							
根拠法令	薩摩川内市建設部補助金等交付要綱、景観整備事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 3 年度 予算額	300 千円	国県支出金 千円	一般財源 300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	景観重要資産等の延べ指定数		延べ 1 7 ケ所		令和 8 年度			
成果指標②	地区コミュニティ協議会との協議回数		年 8 回		令和 8 年度			
補助対象者	市が指定した景観重要資産等が地域内に存する地区コミュニティ協議会							
補助対象経費	景観重要資産等（地域のシンボル等となっている景観資源で地区コミュニティ協議会からの提案により市が指定したもの）の整備及び維持管理に関する事業で、地区コミュニティ協議会では困難な事業の実施に要する経費（食糧費及び交際費は除く）							
補助対象事業・活動の内容	景観地区（準景観地区を含む）、景観啓発地区、景観提案地区及び景観重要資産等の整備並びに維持管理に関する事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	上限 1 0 万円							
上記項目の積算方法	予算の範囲内で各年度において 1 回のみ交付							
補助を受ける事業（団体）等の 経過 3 年間の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	59,000	22.8%	178,000	37.2%	64,000	24.2%
		会費収入	59,000	22.8%	178,000	37.2%	64,000	24.2%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	200,000	77.2%	300,000	62.8%	200,000	75.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	259,000	100.0%	478,000	100.0%	264,000	100.0%
	支出	事業費	259,000	100.0%	478,000	100.0%	264,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	259,000	100.0%	478,000	100.0%	264,000	100.0%
支出計/前年度支出計				184.6%		55.2%		
自己資金/前年度自己資金				301.7%		36.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		2		3		2		
成果指標の推移①		延べ 1 5 ケ所		延べ 1 5 ケ所		延べ 1 5 ケ所		
成果指標の推移②		年 6 回		年 6 回		年 2 回		
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 7 年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】 【事業の P R 方法】 H 3 0 年度 地区コミュニティ協議会会長会議で説明 R 2 年度 各地区コミュニティ協議会会長へ「景観提案制度」募集の文書送付 毎年度 景観重要資産等が地域内に存する地区コミュニティ協議会へ文書による直接案内 【費用対効果】整備及び維持管理による良好な景観の形成 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	補助対象事業の実施団体は地区コミュニティ協議会であり、公益性は高い
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地区コミュニティ協議会の運営等は、市の補助金及び管内自治会からの協会費で活動しており、事業に係る財源を他に求めることが困難なことから、通常の維持管理で会員では難しい（危険な作業）整備事業等の経費等、行政支援（補助金）は必要不可欠である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域のシンボルとなっている景観資源を、地域で守り、後世に伝えていくための事業への補助は、市民ニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助を受けた地区コミュニティ協議会では事業実施に地域住民が参加し、施工業者などと協力して実施することにより経費削減が図られる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	地域のシンボルとなっている景観資源を地域で守り育てていくための事業実施に対する補助であるが、なかには市公共施設（普通財産）も含まれ市において事業実施の可能なものもあるため、それ以外については地域の活性化につながることを期待され、継続的な支援が必要と
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	地域住民等による通常の維持管理では整備が困難な事業を想定し、補助額の上限を設定したものである。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 景観資源を守り、地域の活性化等に資するために、住民や地域との協働で景観形成を推進していく事業であり、継続していく必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		☐ 休止・廃止 ≪まとめ≫

景観整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる景観整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、景観地区、景観啓発地区、景観提案地区及び景観重要資産（以下「景観地区等」という。）の整備及び維持管理に関する事業でなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、各年度において1回のみ交付し補助金額は10万円を上限とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、事業の実施に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付するものとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地区コミュニティ協議会では困難な事業の実施
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認められる事業

(交付の申請)

第5条 景観整備事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の実施に要する経費の分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、景観地区等の良好な維持管理に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。